

令和8年7月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和8年7月10日（金）午後3時30分 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室
農業委員数17名

出席者16名

1 番 山崎 清弘	2 番 田中 輝勇	3 番 鈴木 一弘	4 番 中嶋 正行
5 番 福嶋 隆	6 番 更井 寛司	7 番 谷本 喜久	8 番 谷口 浩司
9 番 坂本 隆英	10 番 瀧川 裕司	11 番 岡 潔	12 番 玉置 伸
14 番 山本 敏夫	15 番 高田 幸安	17 番 長嶺 博司	19 番 峯園 五郎

欠席者 13 番 上森 力

事務局 局長 山本 良明 農地係長 松平 忠敏 主事 日下 智哉

会議録署名委員 7 番 谷本 喜久 8 番 谷口 浩司

議長 皆さんこんにちは、定例会の開会に先立ち、傍聴される皆様をお願いいたします。本日は3名の方が傍聴されております。会議の秩序保持及び、円滑な進行にご協力いただいて、静粛に傍聴していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。それでは、令和8年度7月の田辺市農業委員会定例会を開会いたします。早いもので、任期最後の委員会を迎えました。この3年間を、農業に関連して、振り返ってみたいと思います。令和5年ですけども、ちょっと3年の期間からずれるんですが、4月1日から農地取得の下限面積が撤廃されて、耕作される方は誰でも農地を所有できるようになりました。令和6年には、4月1日に、これは農業関係だけではないんですけど、相続登記について、所有権を取得することを確認したときから、3年以内に登記を完了しなければならないという義務が課されることになりました。また、身近なところでは、親元就農であるとか、経営を継承した場合に、1経営当たり、県の単独事業として、50万円の助成が6年度に制度化をされまして、3年目に入る本年度も、同じように50万円の予算措置が継続されております。本当にありがたいことだと思います。それから、6月1日には、食品衛生法の改正に伴って、漬物の製造が届出制から営業許可になったということで、継続して販売するためには、施設の修繕費用にかなりの額がかかるということで、小規模で販売されている方に大変な影響が出たと思います。それから、この3年間で、クビアカツヤカミキリの被害が、急速に拡大しており、市議会でも意見書を国に提出するような記事も載ってございましたけども、防除体制を早急に確立するようお願いしたいと思います。それから、ヒメヨコバイとかカメムシとかの被害も出ておりますので、本来ならその地域を一斉に防除して、被害の軽減を図ればなと思います。しかし、3年間の中で一番残念だったのは、6年、7年、8年と3年間、梅が大凶作で、それに加えて雹被害というダブルパンチで大変でありました。我々農家はもちろん大変だったんですけども、我々の干し梅なんかを購入して、調味液で加工して販売している業者が、干し梅が極端に少なくて、しかも、かなり高額で、経営自体が大変な状態になっている企業も多いというふうに聞いております。こうした梅産業に関連して、それ以外の多くの業種が大変になって、

県下全体に大きな影響が出てきている。そういうふうに思っております。これは大変な状態になるわけですが、何としても来年こそは、平年作ぐらいには戻ってほしいと、そういう思いを強くしております。最後になりましたが、委員会として一体となって初めて取り組んだ、地域計画の目標地図の素案の作成につきましては、委員の皆さん、推進委員の皆さんにご協力いただきまして、令和7年3月に無事作成することができました。ただ、こうした計画は、毎年見直していくということが大事なことで、計画は大体作ったら、できたとなって、案として触らないで、何年も経って計画自体が分からないという状態の計画も多いというのを実感しております。ただ、計画の見直しは我々農業委員会だけではできない、計画の主幹が農業振興課になるわけですが、先ほどもお話しさせていただいたんですが、地域計画を実態に合うように、100%とは言いませんけども、そういうふうな内容に見直していくということが大変重要だと思うので、要望させていただきたいのは、完璧ではなくても見直していけるような、そういうシステム作りをお願いしたいと、このように思います。これで最後の開会のあいさつとさせていただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定と所有権移転についての申し出がありますので、事務局から説明をお願いします。

農振課 稲垣

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、497㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和8年6月11日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,616㎡、他2筆、合計3,001㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,246㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和8年9月1日から令和28年8月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,035㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10,000円、口座払い、期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,086㎡、他1筆、合計4,301㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、687㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,256㎡、他1筆、合計1,724㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、保佐人、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和8年9月1日から令和11年8月31日の新規です。以上6件について、計画書

を審査したところ、特に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしくをお願いいたします。続きまして、農業経営基盤強化促進法第7条に基づく農地中間管理事業の特例による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、818㎡、他2筆、合計3,699㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は柑橘、対価は20万円、支払方法は口座払いです。以上1件について、計画書を審査したところ、特に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸し手の〇〇〇〇さんは高齢になってきて、借り手の〇〇〇〇さんは今規模を拡大されている方ですので、間違いないと思います。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。親戚同士の貸し借りです。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の〇〇〇〇さんは一生懸命農業をされている方です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の方は若くて頑張っておられる方です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、次に所有権の移転について逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇の土地で、〇〇〇〇の上の方で、畑になってるんですけども、雑草が生えているような状態です。梅を作りたいということで、〇〇〇〇君頑張ってくれると思います。異議ございません。

議 長 はい、利用権の設定6件、所有権の移転1件について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。稲垣君、ありがとうございました。

(農振課 稲垣退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、13番の上森力委員さんより欠席の届けが出てございます。今日連絡をいただいたんですが、昨日から体調を崩されているようで、今日は任期最後

の会議なんで出たかったんですけど、どうしても体が言うことを聞かないということで、皆さんによりしくお伝えくださいとのことですので、報告させていただきます。本日の会議録署名委員に、7番谷本喜久委員さん、8番谷口浩司委員さんよりしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、議案第5号事業計画変更申請（農地法第5条）について、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

日下 主事

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,551㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は210㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は840㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は338㎡、他4筆、合計861.56㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は288㎡、他1筆、合計471㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿は田、現況は畑、面積558㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は776㎡、他7筆、合計1,554㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は10㎡、他1筆、合計98㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は497㎡、他1筆、合計527㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は521㎡、他5筆、合計4,368㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は483㎡、他3筆、合計4,342㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は541㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上12件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いた

します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇君はお父さんと一緒に農業をしていたんですが、去年から認定就農者となって、自分の畑を持ちたいということで、売買で購入しました。これまでも譲渡人の土地も耕作していたんで、買って自分の土地としてこれから農業をしていくということです。異議ございません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人の〇〇〇〇君は、お父さんと二人で梅とみかんを栽培されております。これからも頑張っていくということです。異議ございません。

議 長 はい、3 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人は定年退職後農業を頑張っている方です。異議ありません。

議 長 はい、4 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは年齢的に作業が無理ということで、譲受人の孫さんに贈与するというので、異議ございません。

議 長 はい、5 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。営農計画書もあり、異議ございません。

議 長 はい、6 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人は譲受人と親子関係にあって、譲渡人が高齢のため今回所有権移転するというので、異議ございません。

議 長 はい、7 番から 9 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4 番と一緒に、〇〇〇〇さんは年齢的に作業が無理ということで、譲受人の 3 人は隣接というか、10 分から 15 分歩いたところに農地があるんで贈与するというので、7 番から 9 番について、異議ございません。

議 長 はい、10 番から 12 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、以上 12 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第 2 号農地法第 4 条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 5 ページをお願いします。議案第 2 号農地法第 4 条申請です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は 5 1 2 m²、他 1 筆、合計 1, 0 2 6 m²、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は育苗用地 1, 0 2 6 m²、着工日、工事期間は許可日より 2 ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この申請につきまして、一部工事に取り掛かっている状態です。このことについて、始末書が添付されておりますので内容を読み上げさせていただきます。この度、弊社が所有いたします上記農地において、農地

法第4条第1項に基づく転用許可を受けずに無断で造成工事を行ったことにつきまして、深く反省し、心よりお詫び申し上げます。とのことです。経過等について記載されておりますので読み上げさせていただきます。令和8年5月13日頃、弊社の認識不足により、正規の農地転用許可手続きを経ぬまま、当該土地において育苗用地の造成工事に着手し、現在は工事を中断しております。令和8年5月15日、田辺市農業委員会からのご指摘を受け、自らの行為が農地法に違反する重大な過失であると厳粛に認識した次第です。原因としましては、農地を他の目的に供する際には、必ず事前に許可が必要であるという法律への認識が著しく不足しており、「地目を変更しない造成であれば問題ないだろう」という安易な自己判断をしてしまったことが原因です。関係各位に対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。今後は貴殿のご指示に全面的に従います。本件に関し、多大なるご迷惑をおかけしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。今後、二度とこのような不始末を起こさないことをここに誓います。とのことです。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は36㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は露天駐車場36㎡、着工日、工事期間は許可日より1ヶ月以内、農用地の内外は令和8年3月11日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。これにつきましても、現況地目が雑種地となっており、すでに農地でない状況となっております。このことにつきまして、経過報告書が添付されておりますので内容を読み上げさせていただきます。申請地は、申請人の父である〇〇〇〇が所有しておりましたが、平成25年6月5日の死亡に伴い、申請人が相続いたしました。申請人の記憶では、約15年前から現在に至るまで、整地（土砂）された状態が続いております。生前に父から聞いたところによりますと、隣接地（〇〇〇〇）を梅畑として利用するにあたり、進入路がなかったため、〇〇〇〇の土地から進入し、作業車等の駐車スペースや通路として申請地を利用していました。また、申請地が36㎡に分筆された経緯としては、隣接する〇〇〇〇の土地と合わせることで、将来的な一体利用を想定し、必要な面積を確保するためであったと聞いております。申請人は、これらの一連の土地利用について、あくまで梅畑の農業経営を維持・補完するための不可欠な一環であると認識しておりました。そのため、農地法に抵触している（無断転用に当たる）という認識が全く及んでおらず、結果としてこのような状態を招いてしまったことについて、重大に受け止め、深く反省しております。今後は、農地法をはじめとする関係法令を遵守し、二度とこのような不適切な事態を起こさないよう厳重に留意いたします。つきましては、これまでの経緯と現在の状況をご賢察いただき、何卒寛大なる御配慮を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。とのことです。この土地は、学校等の施設の近くにあり、住宅地が増加してきている地域に近接しているため、第2種農地です。この2件については、建物の建築を伴わない資材置場等の転用に該当しますので、完了報告

のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7月8日に、〇〇〇〇委員さん、局長、係長と共に、〇〇〇〇から順番に現地調査を行いました。天候に恵まれましたので、スムーズに進行しました。それでは報告させていただきます。1番、申請場所は、〇〇〇〇より北東へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑で申請者所有地と雑種地、西側が宅地、南側が公衆用道路、北側が宅地となっております。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、休耕畑について、土地の適切な管理、作業効率の向上を目的として、コンテナによるスギ・ヒノキ・ウバメガシ等の栽培を行うための育苗用地として転用するということです。転用内容は、育苗用栽培コンテナ(30基)、盛土25cm～35cm、切土はありません。排水等については、雨水は自然浸透及び申請地東側の既設水路へ放流するとのことです。始末書も出ておりますので特に問題はないと思います。2番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約100m、現況は雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑(現況雑種地)、西側が雑種地、南側が雑種地と宅地、北側が畑(現況雑種地)となっております。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、土地の適切な管理を目的として、駐車場用地として転用するということです。転用内容は、駐車場、切土、盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透及び〇〇〇〇を經由し市道側溝へ放流するとのことです。これも始末書も出ておりますので特に問題はないと思います。以上です。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ございません。

議長 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今ご報告いただきましたけども、周辺は全て雑種地になっておりますので、近くの農地等への影響は全くないと考えます。異議ございません。

議長 長 はい、以上2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は9

10㎡、賃貸人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は新庄町661番地、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅買付用地910㎡、着工日、工事期間は許可日より1ヶ月以内、農用地の内外は一時転用となっていますので除外は不要です。隣接同意、水利同意はございます。この申請につきまして、現況地目が雑種地となっております。このことにつきまして、始末書が添付されておりますので内容を読み上げさせていただきます。〇〇〇〇は、2026年5月23日から2026年6月20日に農地を農家の梅買付け場として使用しました。借人からも農家の梅を買う為であれば大丈夫との説明もあり、農地法第4条第1項の規定による許可申請があることを知らずに梅買付けを開始してしまいました。今後につきましては、農地法関係の内容、知識を事前によく調べ社内の管理体制の徹底を図ります。この度の許可申請違反について、再発防止に全力を尽くすことを約束いたします。とのこと。この土地は農用地区域内農地です。2番の土地について補足説明があります。この土地については、先月許可申請のあった〇〇〇字〇〇〇〇の隣の土地です。〇〇〇〇の土地の許可を取って工事を始めようとしたときに、当該土地の所有者の方から、分譲住宅になると今後耕作が難しくなるという話があり、買ってほしいという要望があったので、購入して分譲住宅にするということです。後の議案で審議をお願いしますが、これを一体とした事業計画変更承認申請が出ております。それでは2番を説明いたします。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は691㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟129.18㎡、道路・駐車場他561.82㎡、合計691㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、河川と道路(高速道路)、住宅地に囲まれた小集団の農地の1つである為、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は505㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅2棟109.30㎡、駐車場等395.70㎡、合計505㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和8年3月11日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は417㎡、他2筆、合計1,299㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅4棟218.60㎡、道路・庭他760.78㎡、貸駐車場17台319.62㎡、合計1,299㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は〇〇〇〇が当初抜き、〇〇〇〇が令和5年10月20日抜き、〇〇〇〇が令和8年3月11日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は学校等の施設が近くにあり、住宅地が増加しつつある地域にありますので、第2種農地です。4番について補足説明がございます。この土地なんですが、先月許可申請があった土地と同じ土地になっております。先月の農業委員会の際に、民泊用の住宅

で許可申請がありました。農業委員会後に県に書類を進達いたしましたところ、県の方から民泊をするということだが、許可等の必要な手続きは済んでいますかとの確認がありまして、行政書士に確認したところ、すぐに手続きに移りますということで、手続きに入っていたいたんですが、その後行政書士から連絡がありまして、新築の建物では民泊の許可のようなものが出ないということが判明しましたので、県から書類の差し戻しを受けました。ですので、今月目的を変更して再度許可申請が提出されたということです。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は494㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟136.80㎡、駐車場等357.20㎡、合計494㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和8年3月11日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、河川、宅地、雑種地、山林に囲まれた小集団の農地の1つである為、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5条申請について報告させていただきます。1番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約100m、現況は雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意あり。西側、南側は公衆用道路、北側が畑、同意ありとなっております。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、賃貸人との協議が整ったことから、梅買付け用地に一時転用するとのことです。転用内容は、梅買付け用地、切土、盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。始末書もありますし、特に問題はないと思います。2番、申請場所は、〇〇〇〇より北西へ約600m、現況は田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が河川、西側が田、申請者所有地、南側が田、同意あり。北側が田、同意ありと国土交通省、田辺市所有となっております。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、宅地造成されると、営農継続が困難となる田について、譲受人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、分譲住宅用地に転用するとのことです。転用内容は、分譲住宅（3棟）、駐車場、切土20cm～40cm、盛土40cm～138cm。排水等については、合併処理後、雨水とともに新設側溝を経由し、既設水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。3番は2箇所に分かれていますので、それぞれ説明します。申請場所は、〇〇〇〇より北へ約500m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が公衆用道路と用悪水路、西側が現況畑、同意あり。南側が畑、同意ありと譲渡人所有地と公衆用道路。北側が畑、同意ありとなっております。〇〇〇〇水利組合と〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、市外在住で営農継続が困難である中、譲受

		人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、分譲住宅用地に転用するとのことです。転用内容は、分譲住宅（2棟）、駐車場、切土20cm、盛土10cm～80cm。排水等については、合併処理後、雨水とともに新設側溝を経由し、既設水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。3番のもう一箇所です。申請場所は、〇〇〇〇より北へ約500m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が公衆用道路と宅地と畑、同意あり。西側が田と畑、同意あり。南側が公衆用道路、北側が用悪水路と宅地と雑種地となっております。〇〇〇〇水利組合と〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、市外在住で営農継続が困難である中、譲受人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、分譲住宅用地に転用するとのことです。転用内容は、分譲住宅（4棟）、道路・庭他、貸駐車場（17台）、切土40cm、盛土10cm～100cm。排水等については、合併処理後、雨水とともに新設側溝を経由し、既設水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。4番、申請場所は、〇〇〇〇より南東へ約500m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、譲渡人の所有。西側が畑、同意あり。南側が公衆用道路、北側が山林となっております。〇〇〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、畑としての耕作が困難な中、譲受人との協議が整ったことから、土地の適切な管理を目的として、住宅、駐車場用地に転用するとのことです。転用内容は、住宅（1棟）、駐車場（1台）、切土、盛土はありません。排水等については、合併処理後、雨水とともに既設水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。元々梅が植わってたんですが、それを切ってブドウを植えていたんですが、土地を貸して鉄板を引く中で、ブドウの木は全部抜かれたということです。一時転用の申請なので、現状は鉄板を外して農地のような状態になっております。そういうことですので異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。説明のあったとおりです。高齢で後継者もない方ですので異議ありません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現状は休耕畑、梅が枯れてしまっているような状態です。現地調査委員の説明のとおり問題はないと思います。異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。先月出てきたのと内容が少し違うということだけですので、異議ありません。
議	長	はい、以上4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。

議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は517㎡、他1筆、合計1,508㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は〇〇〇〇が2,000kg、〇〇〇〇が1,000kg、希望価格は〇〇〇〇が200万円、〇〇〇〇が100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。
議	長	それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番について、申請者の〇〇〇〇さんは、5、6年前に交通事故に遭いまして、その後体調を崩して、あまり調子が良くないということで、それが申請の一要因かなと思っております。園地は2箇所ありますけども、1箇所は車は横付けできます。ほぼ平坦地となっています。もう1箇所は段々畑で、農道は来ております。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方、大変お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。続きまして、議案第5号事業計画変更申請（農地法第5条）について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	10ページをお願いします。議案第5号事業計画変更申請（農地法第5条）についてです。この件は令和8年5月に県から許可が下りた分譲住宅用地です。1番、当初計画は、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は693㎡、〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は分譲住宅3棟、129.18㎡、駐車場・庭他563.82㎡、合計693㎡、変更後の計画は土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は693㎡、他1筆、合計1,384㎡、〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は分譲住宅6棟、258.36㎡、駐車場・道路・庭他、1,125.64㎡、合計1,384㎡です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。計画変更の理由ですけども、当初は、当該農地に、分譲住宅3棟（3戸）を建築する計画としていましたが、その後、隣接農地の取得が可能となったため、計画を見直し、当該地に隣接地を加えて、幅員6mの進入道路を含む、分譲住宅6棟（6戸）の計画に変更するというも

のです。

特に問題はないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程の5条の説明と同じになりますが、高齢で後継者もいない方ですので異議ありません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 11ページをお願いします。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、336㎡、賃貸人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和8年5月29日です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようでございますので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。6月の県農業会議に提出致しました4条申請1件と5条申請8件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。

松平 係長 (「農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し」に関する緊急簡易アンケート調査について説明後、各委員に意見を聴取)

議 長 それでは時間が迫っておりますので、今日の意見を事務局でまとめて、それぞれの委員さんに郵送で送ってもらって、それを見てご意見をいただく、場合によっては更に修正を加えて方向を出していく。そういう方向でいいかと思いますので、よろしくお願いします。

山本 局長 最後に少しお時間をください。ここで、今期で退任される委員方々より、一言ご挨拶いただきたいと思います。それでは、〇〇番の〇〇委員からよろしくお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2期、6年間農業委員をさせていただきました。皆さんから大変お世話になりました。ありがとうございました。また、今度は推進委員として、関わらせていただく予定でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

山本 局長 〇〇番〇〇委員さんお願いいたします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。僕も、実際3期やったのか、4期やったのかわからなくて、成りたての時は、〇〇〇〇に農業委員が3人いた時期からやってるんで、途中、研修視察に行ったりとか、色々楽しい面もあったんですけど、

コロナとかいろんな事情があって、いけなかった時もあるんですけど、今度は若い40代の方が後任でやってくれますんで、皆さんよろしく願いしておきます。

山本 局長

本日、〇〇番の〇〇〇〇さんが急遽ご欠席ですので、最後に〇〇会長お願いいたします。

議 長

〇〇〇〇地区担当の〇〇〇〇です。4期12年間させていただきました。最後の3年間は図らずも会長という役職に就かせていただいて、和歌山県とか田辺市の所管する会議、あるいは、田辺西牟婁の農業委員会長の代表として、県の農業会議の理事と、県下市町の農地転用の審議をする常設審議員として大変貴重な経験をさせていただきました。その間、事務局の皆さんには本当にお世話になったと思いますし、ご迷惑をおかけしたと思いますけども、ご容赦を賜りたいと思います。退任後は息子に経営移譲していきますけども、体力と気力がある限り、農業に従事してまいりたいと、いつまで続くかわかりませんが、やってみようと思います。そして、このような機会に罫紙の免許を取得して、有害駆除にも取り組んでいきたいなあと、そういうふうに思っております。最後になりましたが、議事の進行に当たり、委員の皆さん方、それから事務局の皆さん、ご協力をいただきまして、無事できましたことを、心から、深く、御礼を申し上げたいと思います。退任に当たってのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

山本 局長

ありがとうございました。改めまして、ご退任されます〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、それぞれの立場で、この期間、本市の農地行政に格段の、多大なるご努力をいただきましたことを、この場をお借りしまして感謝申し上げます。今後とも引き続き農業委員会をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議 長

それではこれで7月の定例委員会を閉会いたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後5時30分終了